

農業委員会第34回総会議事録

1. 日 時 令和8年4月15日（水）午前10時00分～午前11時30分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（17人）

会長	鈴木	秀	会長職務代理者	森田	昭則			
1番	前田	和幸	2番	間崎	孝至	3番	桐生	五郎
4番	渥美	利男	5番	打田	光橋	6番	浦川	広巳
7番	山中	進	8番	阪田	泰久	9番	市川	正之
10番	舘	宣一						
14番	上田	みね子	15番	豊田	栄美子	16番	大野	久美子
17番	小林	登志樹	19番	鈴木	啓之			

4. 欠席委員（2人）

12番	平子	伸	13番	稲田	利幹
-----	----	---	-----	----	----

5. 事務局

農業委員会事務局	中西次長、森総務GL、吉村農地GL、今村、島田
農林水産課	野田農政GL、田中

6. 議事

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
	第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
	第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
	第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
	第5号議案	農用地利用集積等促進計画について
	報告事項第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第 2 令和 7 年度の非農地判断について

第 3 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

第 4 農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の変更に関する意見聴取について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 34 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。議事の前に、4 月 1 日付け人事異動に伴い、事務局関係の職員にも異動がございましたので、総会の大変貴重なお時間を拝借いたしまして、御挨拶させていただきます。

（転出者 ⇒ 転入者の順に挨拶）

貴重なお時間を頂戴し、ありがとうございました。ここで、御挨拶に参りました職

員は、退出させていただきます。それでは、鈴木会長、総会の議事進行よろしく願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第34回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第19番鈴木啓之委員、議席番号第1番前田和幸委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

まず、1の16番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,564㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、3の1番、22の1番は加佐登地区、鈴峰地区にまたがっており、申請地は加佐登地区、広瀬町地内、登記地目・現況地目ともに畑が2筆、鈴峰地区、伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、合計面積は5,218㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、3の2番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑が3筆、合計面積は922㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、3の7番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、面積は1,308㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

なお、新規営農者面接の対象者ですが、農用自動車を所有しており、耕運機を導入予定です。また、農作業歴が20年あり、地区委員会においても、健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、3の8番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は981㎡です。取得後は花きを栽培するとの申請です。

続きまして、4の13番は牧田地区、申請地は算所町地内、登記地目 田・現況地目 畑、面積は1,196㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7の23番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目ともに田が2筆、合計面積は990㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、耕作面積は0となっておりますが、10年ほど実家の農作業を手伝っており、新規就農ではないことを確認しています。

続きまして、7の24番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目現況地目・

とも田、面積は 991 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、農作業機械をリースすることになっており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、9 の 15 番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目ともに田が 2 筆、合計面積は 1,182.19 m²です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、9 の 22 番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目とも田が 3 筆、合計面積は 3,103 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10 の 25 番は一ノ宮地区、申請地は北長太町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は 181 m²です。取得後は、自家菜園として利用する予定であり、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、家庭菜園を行っており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、11 の 12 番は箕田地区、申請地は林崎町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 1,705 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、12 の 3 番は玉垣地区、申請地は岸岡町地内、登記地目は田・現況地目は畑、面積は 95 m²です。取得後は育苗と野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、12 の 4 番は玉垣地区、申請地は岸岡町地内、登記地目・現況地目とも田が 6 筆、畑が 1 筆、合計面積は 3,240 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、12 の 5 番は玉垣地区、申請地は岸岡町地内、登記地目・現況地目とも田が 2 筆、合計面積は 2,684 m²です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、12 の 21 番は玉垣地区、申請地は土師町地内、登記地目・現況地目とも田が 2 筆、合計面積は 1,246 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、15 の 19 番、16 の 19 番は栄地区、天名地区にまたがっており、申請地は栄地区、秋永町地内、登記地目はともに畑、天名地区徳田町地内、登記地目はともに田、合計面積は 348 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、16 の 14 番は、天名地区、申請地は徳田町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は 991 m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。なお、耕作面積は 0 となっていますが、実家の農作業を 10 年ほど手伝っており、新規就農ではな

いことを確認しています。

続きまして、16の20番は天名地区、申請地は徳田町地内、登記地目、現況地目とも田が4筆、合計面積は2,017㎡です。取得後は、果物を栽培するとの申請です。

続きまして、17の17番は、合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は474㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、19の6番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は409㎡です。取得後は、茶を栽培するとの申請です。

続きまして、19の9番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目ともに田が6筆、合計面積は11,462㎡です。取得後は水稻、小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、19の10番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は2,698㎡です。取得後は水稻、小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、19の11番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目ともに田が2筆、合計面積は2,387㎡です。取得後は水稻、小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、20の18番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は1,844㎡です。取得後は茶を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、耕運機、農用自動車、茶刈機を所有しており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は25件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

先ほどの説明の中で耕運機を使用とのことでしたけれども、地区内であまりトラクターを今は見ないですね。

鈴木啓之委員

庄内地区では耕運機をよく見ます。地区によってよく使用する機械の種類が異なるのかもしれませんが。

議長（会長）

ほかにありませんか。別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

17の1番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,338㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。耕作面積は0ですが、先ほど第1号議案の16の14で説明したように、実家の農作業を10年ほど手伝っており、新規就農者でないことを確認しています。

以上、申請件数は1件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書7ページ、及び位置図の1ページを御覧ください。

まず、3の2番は加佐登地区、申請地は加佐登一丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は974㎡です。申請内容は、太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、479㎡です。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、6の1番は白子地区、申請地は寺家七丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,021㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、404.33㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、10の3番は一ノ宮地区、申請地は北長太町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は495㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は3件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しく願

いたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の使用貸借権について説明致します。議案書8ページ、及び先ほど御覧いただいた位置図の続き4ページを御覧ください。

5の6番は石薬師地区、申請地は上野町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は690㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、申請地は、既存集落に接続しているため、例外的に 許可し得るものと考えています。

続きまして、7の3番は稲生地区、申請地は稲生四丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は345㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、10の4番は一ノ宮地区、申請地は南長太町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は53㎡です。申請内容は、当該地を個人住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、申請地は、既存集落に接続しているため、例外的に 許可し得るものと考えています。

続きまして、16の1番は天名地区、申請地は御園町地内、登記地目 田現況地目 畑、面積は593㎡です。申請内容は、当該地を優良田園住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、17の2番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は81㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の39番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は327㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、申請地は、既存集落に接続しているため、例外的に 許可し得るものと考えています。

20 の 5 番は椿地区、申請地は椿一宮町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は実測で合計 7,785.22 m²となります。申請内容は、当該地を砂利採取用地（一時転用）とするものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。なお、こちらは 3,000 m²を超える案件の為、4 月 10 日に現地確認を実施しています。

続きまして、21 の 7 番は深伊沢地区、申請地は三畑町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 450 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、申請地は、既存集落に接続しているため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は 8 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

鈴木啓之委員

一時転用御の復元はどこまで実施する必要があるのでしょうか。

事務局

基本的に農地として耕作ができる状態に戻すというのが原則です。

議長（会長）

他にございませんか。

前田委員

優良田園住宅とは何ですか。

事務局

優良田園住宅の建設の促進に関する法律というのがあります。この法律ができた背景としては、既存の農村集落の人口減少率が平均よりも高いことがあります。その理由として、市街化調整区域内に住宅を建築するには、申請目的が農家住宅又は分家住宅になることから農家又は農家の子が条件となります。つまり、普通の人が建てられなかった。この法律ができたことにより、市内で申し上げると御菌地区など特に人口減少が著しい集落著しいところを 7 地区指定して、そこであれば、一般の人でも住宅を建築できる制度を、令和 3 年 7 月から、三重県で初めて鈴鹿市が取組を始めております。要件としては、敷地が 300 平米以上とか自治会など既存のコミュニティに参加しなければいけないとか、色々ルールはあります。

議長（会長）

他にございませんか。

浦川委員

7 地区とはどこになりますか。

事務局

椿地区、鈴峰地区、深伊沢地区、久間田地区、庄内地区、合川地区、天名地区です。

議長（会長）

他にございませんか。

森田職務代理

5 の 6 番は集落接続に該当しますか。

事務局

現在は、隣接地に住宅があれば集落接続としております。都市計画法では別の運用をしていることを承知している中で、今後の運用については検討してまいりたい。

議長（会長）

20 の 5 番について、復元後 3 m の盛土にするとの説明が現地でありましたがどのようにになりましたか。

事務局

1 m 以内の盛土となるよう事業者に指導をおこないました。

小林委員

復元とは、宅地に復元するという意味ですか。

事務局

農地へ復元することをいいます。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 4 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画について、でございます。

36 ページ 201 番から 37 ページ 208 番まで、37 ページ 211 番から 38 ページ 216 番までは、上田みね子委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により上田みね子委員の退席を求めます。

（上田みね子委員退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画について説明いたします。

計画書 36、37 ページをお開きください。201 番から 208 番までは、椿地区で使用貸借です。続いて、37、38 ページを御覧ください。211 番から 216 番まで、こちらも椿地区で使用貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

それでは、上田みね子委員の着席を求めます。

（上田みね子委員着席確認）

37 ページ 209 番から 210 番までは、大野久美子委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により大野久美子委員の退席を求めます。

（大野久美子委員退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 37 ページをお開きください。209 番、210 番は、椿地区で使用貸借です。以上、御審議のほどよろしくお願い致します。ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

それでは、大野久美子委員の着席を求めます。

（大野久美子委員着席）

議長（会長）

引き続き、残りの第 5 号議案につきまして事務局より説明いたします。

事務局

計画書 1 ページをお開きください。1 ページは国府地区です。1 番は、10a 当たり米 30kg の貸貸借です。

2 ページは加佐登地区です。3 番から 8 番は、使用貸借です。

3 ページは牧田地区です。9 番は、10a 当たり米 30kg の貸貸借です。

4 ページは石薬師地区です。10 番は、使用貸借です。

5 ページから 10 ページは、白子地区です。11 番から 52 番は、10a 当たり米 15kg から 20kg の貸貸借、10a 当たり 830 円から 3,300 円の貸貸借と使用貸借です。

11 ページから 24 ページは、稲生地区です。53 番から 146 番は、10a 当たり米 15kg

から 30kg の賃貸借、10a 当たり 3,300 円の賃貸借と使用貸借です。

25 ページは河曲地区です。147 番から 153 番は、10a 当たり米 20kg から 50kg の賃貸借、10a 当たり 10,000 円の賃貸借と使用貸借です。

26 ページは一ノ宮地区です。154 番から 156 番は、10a 当たり米 25kg と 50kg の賃貸借と使用貸借です。

27 ページと 28 ページは箕田地区です。157 番から 167 番は、10a 当たり米 25kg から 60kg の賃貸借、1 筆で米 6 kg から 220kg の賃貸借と使用貸借です。

29 ページから 30 ページは玉垣地区です。168 番から 177 番は、10a 当たり米 10kg から 60kg の賃貸借です。

31 ページは若松地区です。178 番から 182 番は、10a 当たり米 25kg から 35kg の賃貸借、10a 当たり 13,750 円の賃貸借と使用貸借です。

32 ページの 183 番から 185 番は栄地区で、整備事業完了後に米 30kg 相当の現金の賃貸借と使用貸借です。

33 ページと 34 ページは井田川地区です。188 番から 199 番は、10a 当たり米 50kg の賃貸借、10a 当たり 5,550 円から 27,750 円の賃貸借と使用貸借です。

35 ページは久間田地区です。200 番は、10a 当たり 10,000 円の賃貸借です。

36 ページから 38 ページは椿地区で、冒頭で御説明いたしました。

39 ページから 41 ページは、鈴峰地区です。217 番から 233 番は、使用貸借と 10a 当たり 10,000 円の賃貸借です。

42 ページは庄内地区です。234 番から 235 番は、使用貸借です。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。別段無いようでございますので第 5 号議案は、全員賛成で承認いたします。第 5 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 9 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、御質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 令和 7 年度の非農地判断について、事務局より説明いたします。

事務局

非農地判定につきましては、昨年 12 月の協議会において御説明させていただきました「利用状況調査」の結果を踏まえ、対象となる農地の現地確認を 2 月 27 日に実施いただきました。今回の連絡協議会の意見を基に、4 月の農業委員会総会におきまして非農地判定の結果を報告しますので、御審議の程よろしく申し上げます。

それでは、資料 1－1 を御覧ください。これまでの非農地判定の実績は御覧のとおりで、令和 7 年度 4 月実施分 35 筆 30,179 m²を加え、合計 551 筆 270,104 m²を非農地と判定し、土地所有者などへ通知を行ってまいりました。

今回の非農地判定対象地の説明をさせていただきます。今回の案件は、昨年に引き続き実施しています稲生、合川、鈴峰、庄内の 4 地区でございます。夏の利用状況調査の結果該当します 4 つの地区委員会におきまして、非農地判定の対象農地について、審議がなされ、事務局と調整を図ってまいりました。そして、2 月 27 日の現地確認には、鈴木会長、森田会長職務代理、推進協議会の久保田会長、大塚副会長、事務局、そして、該当する地区の会長等に参加いただき、実施しました。

お手元の、資料 1－2 として「農地・非農地の判定対象地リスト」を添付させていただきました。稲生地区は、13 筆 2,672 m²。合川地区は、5 筆 5,818 m²。鈴峰地区は、8 筆 5,909 m²。庄内地区は 10 筆 11,497 m²。合計としましては、36 筆 25,896 m²となります。この資料リストと共に、別とじの位置図などの資料 1－3 を御覧ください。

まず、「稲生地区 稲生町」の地図です。こちらは広域をお示ししたものとなりますが、場所は、稲生塩屋一丁目を南に向かい、堀切川に差し掛かる手前となります。

対象地は、稲生町 685 番 1 ほか 12 筆、2,672 m²になります。次のページは、対象地の拡大図と、先程の資料 1－2 とリンクする番号が示してあります。次のページは航空写真です。御覧のとおり、対象地は周辺を耕作地に囲まれた中で、著しく山林化した場所となります。次のページは、この後に添付している写真の撮影位置を示した図となっています。こちらに記載の番号の位置から撮影した写真が、次のページの写真番号とリンクする形となっていますので、併せて御覧いただければと思います。対象地は荒廃してしまして、農地として復元して利用することは困難な状態でした。

続きまして、資料 1－4 が、「合川地区 徳居町」です。まずは、広域をお示ししたものとなります。次のページは、拡大地図です。場所は太陽の街から、徳居町の集落を抜ける市道越知徳居線の近くで、対象地は、徳居町 1668 番ほか 4 筆、5,818 m²です。先程と同じように、資料 1－2 と関連するように、対象筆の通し番号が入っています。次が、航空写真で、対象地北までは令和 3 年に非農地判定が行われており、同地以南は著しく山林化をしていることがわかります。次に、写真の撮影方向と、その後は一連の写真となります。御覧のように、対象地は周囲とともに山林化が進んでおりまして、農地として復元して利用することが困難な状態でした。

続きまして、資料 1－5 が、「鈴峰地区 伊船町」です。まずは、広域をお示しし

たものとなります。次のページは、拡大地図です。場所は、竜ヶ池から南の高速道路沿いになります。対象地は、伊船町1447番ほか7筆、5,909㎡です。先程と同じように、資料1―2と関連するように、対象筆の通し番号が入っています。次が航空写真で、対象地は荒廃してしまして、農地として復元して利用することは困難な状態でした。次に、写真の撮影方向と、その後は一連の写真となります。御覧のように、対象地周辺は山林化が進んでおりまして、農地として復元しても継続して利用することが困難な状態でした。続きまして、資料1―6が、「庄内地区 東庄内町及び西庄内町」です。まずは、広域をお示ししたのとなります。次のページは、拡大地図です。場所は亀山市との市境の高速道路沿い、東庄内駐在所の南へ100mほどのところ、県道三畑四日市線沿いになります。対象地は、東庄内町3747番1ほか9筆、11,497㎡です。先程と同じように、資料1―2と関連するように、対象筆の通し番号が入っています。次が航空写真で、対象地は荒廃してしまして、農地として復元して利用することは困難な状態でした。次に、写真の撮影方向と、その後は一連の写真となります。御覧のように、対象地は、山林化が進んでおりまして、農地として復元しても継続して利用することが困難な状態でした。各地区で非農地に相当すると判断され、また、判断基準にあります、『周辺の状況から農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合』に該当し、農地法第2条第1項の農地には該当しないと考えられるため、非農地と判定をしたいと考えております。

皆様には、航空写真や、現場の写真などの資料を確認いただき、非農地判定するにあたり、御意見をお伺いしたいと思います。

今後の予定につきましては、本日 の農業委員会総会で非農地と判定されましたら、土地所有者又は管理者に対し、非農地通知書を発送し、法務局において登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。その他、関係機関として市の資産税課と法務局へ非農地通知一覧表を送付します。また、事務局におきまして、非農地判定を行った農地の農地基本台帳の整理を行います。以上が、今回の非農地判定の説明となります。以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第2につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

鈴木啓之委員

非農地判定後に、農地で無くなるのですか。農地から変更されていないと聞いたので。事務局

非農地農地判定の通知を発送するだけでは、地目は変更されない。本人が法務局へ通知書を持ち込んで初めて登記が変わります。その方が登記を変更してない可能性があります。通知書を紛失した場合、再発行は対応している。

鈴木啓之委員

非農地判定をする対象地はどのように決めているのですか。

事務局

地区農業委員から候補地を挙げてもらい、事務局と調整後、現地確認を実施している。本人が農地への復元を計画している場合もあり得るため、地元調整は地区農業委員会で行っている。また、事務局で事前確認した結果、非農地とすることが明らかに困難な場合がある。

鈴木啓之委員

周辺が非農地となった結果、農業がしにくい農地になる可能性があるため、地区ごとに日々パトロールや指導を実施していかなければならないと思います。

議長（会長）

ほかに意見はありませんか。別段無いようでございますので議事第2は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、議事第3 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

（資料2に沿って説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第3につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。全員賛成でよろしいか。

別段無いようでございますので議事第3は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、議事第4 農業経営 基盤強化促進法第19条に定める地域計画の変更に関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

（資料3に沿って説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第4につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。全員賛成でよろしいか。

別段無いようでございますので議事第4は、全員賛成で承認いたします。

その他事項1点目、令和8年度最適化活動の目標の設定等の確定と公表 について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料4を御覧ください。令和8年度の目標設定等につきましては、先月の総会においても説明させていただき、承認をいただきました。前回、数値が未確定であった箇所につきまして、赤字で記載したものを、改めて、配布させていただきますので、よろしくお願いします。また、令和8年度の目標につきましては、総会後に、市のウェブサイトでの公表を行う予定です。以上です。

議長（会長）

事務局から説明がありました。この件に関しまして、御質問等はございますか。別段（他に）無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。

続いてその他事項２点目、農業委員・農地利用最適化推進委員の候補者検討会議の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

１月６日から２月６日までの１か月間、募集の受付を行いました結果は、資料３推薦・応募者名簿のとおりとなりましたので、御報告いたします。農業委員は、定員１９名のところ、２３名の推薦と応募がありました。３月１６日に候補者検討会議を開催し、候補者を決定しましたが、現在手続き中ですので、決定した候補者をお知らせするのは後日となります。農業委員は市議会の同意が必要となりますので、市議会６月定例議会に上程し、市長が任命することとなります。

農地利用最適化推進委員につきましては、定員２５名に対し、２５名の推薦と募集がありました。推進委員は、農業委員会が委嘱することとなっておりますので、改選後の農業委員が委嘱することとなります。説明は以上です。

議長（会長）

事務局から、説明がありました。皆さんからの、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。よろしいですか。別段（他に）無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。